

料金後納
郵便

101-0062
東京都千代田区
神田駿河台2-9-5

〒101-0062
東京都千代田区
神田駿河台2-9-5

公立 太郎 様



2306261 221121 00000001# 00000001
00001/00001 00000001 0000010000

大切なお知らせ

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

問い合わせ先 東京都庁 年金課 年金課長 山本 隆夫 様

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5
https://www.kouritu.or.jp/
電話 03-5259-1122
受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時から午後5時30分まで
※間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。
※電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただきます。
※ご理解くださいますようお願いいたします。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからのはがしてください。)

親 展

■

給付算定基礎額残高通知書						
(4 年 4 月 ～ 5 年 3 月)						
公立 太郎 様			(86841000000001)		単 位 円	
(入金) 期月	① 標準報酬月額	② 付 与 額	③ 利 息	④ 給付算定基礎額残高		
前年度末					1028384	
4 月	650000	9750	0		1038134	
5 月	650000	9750	0		1047884	
6 月	2150000	32250	0		1080134	
7 月	650000	9750	0		1089884	
8 月	650000	9750	0		1099634	
9 月	650000	9750	0		1109384	
10 月	650000	9750	18		1119152	
11 月	650000	9750	18		1128920	
12 月	2150000	32250	19		1161189	
1 月	650000	9750	19		1170958	
2 月	650000	9750	19		1180727	
3 月	650000	9750	19		1190496	
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。						
区 分		給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額		終身退職年金算定基礎額	
⑤ 前 年 度 末		1028384				
⑥ 付 与 額 累 計		162000	—		—	
⑦ 利 息 額 累 計		112				
⑧ 今 回 通 知		1190496				
⑨ 給付算定基礎額等合計		1190496				
⑩ 年 金 払 い 退 職 給 付 加 入 期 間					7 年 6 月	
⑪ 付 与 率		令和 4 年 4 月 ～令和 5 年 3 月			1.500 %	
		年 月 ～ 年 月			%	
⑫ 基準利率 (年率)		令和 4 年 4 月 ～令和 4 年 9 月			0.000 %	
		令和 4 年 10 月 ～令和 5 年 3 月			0.020 %	
基礎年金番号 9999999999 作成日 令和 5 年 6 月 21 日						

- 各項目の説明
- ① 標準報酬月額

掛金と付与額の基礎となる標準報酬の月額です。
同月に期末手当等の支給を受けた場合はその額を含みます。
- ② 付 与 額

標準報酬月額に付与率を乗じて算定されます。
年金の原資となる給付算定基礎額の一部となります。
- ③ 利息

当月の利息を表示しています。
前月の給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率（1 カ月単位に換算した率）を乗じた額です。
- ④ 給 付 算 定 基 礎 額 残 高

当月までの給付算定基礎額残高を表示しています。
前月の給付算定基礎額残高、当月の付与額及び当月の利息を合計した額を表示しています。
- ⑤ 前年度末

前年度にお知らせした給付算定基礎額残高を表示しています。（※1）
- ⑥ 付 与 額 累 計

各月の付与額を累計した額です。
- ⑦ 利息額累計

各月の利息を累計した額です。（※1）
- ⑧ 今回通知

今回お知らせした給付算定基礎額残高を表示しています。（※1）
- ⑨ 給 付 算 定 基 礎 額 等 合 計

今回通知に表示している給付算定基礎額残高を表示しています。（※2）
- ⑩ 年金払い退職給付加入期間

平成27年10月（年金払い退職給付制度創設）以降の組合員期間の年月数です。
- ⑪ 付 与 率

付与額を算定するために標準報酬月額に乘じる率です。
- ⑫ 基準利率（年率）

利息を求めるための率です。毎年10月に見直しされます。
- ※1

網かけ部分は、有期退職年金及び終身退職年金を受給していた方が公務員として再就職した場合のみ表示されます。
- ※2

有期退職年金及び終身退職年金を受給していた方が公務員として再就職した場合のみ、今回通知に表示している給付算定基礎額残高、有期退職年金算定基礎額及び終身退職年金算定基礎額を合計した額を表示しています。

「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」の送付について

この通知書は、あなたの年金払い退職給付の給付算定基礎額残高等に関する各情報をお知らせするものです。

組合員の方には毎年、すでに退職され組合員資格を喪失されている方には、退職時と節目年齢（３５歳、４５歳、５９歳、６３歳）の翌年度にお知らせします。

※ この通知書は、作成時点において登録済の標準報酬月額などの情報をもとに作成しています。このため、最新の情報となっていない場合がありますのでご了承ください。

※ 表示されている金額等は、将来の年金原資であり、年金額ではありません。

※ 「年金払い退職給付」とは、「退職等年金給付」の通称です。

☞ 詳細は当共済組合ホームページ「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」をご覧ください。



地共済年金情報Webサイトのご案内

「地共済年金情報 Web サイト」では公務員厚生年金期間（平成２７年９月以前の期間を含みます）におけるご自身の年金加入記録や将来の年金見込額、年金払い退職給付に係る給付算定基礎額などの最新情報をインターネットでご覧いただけます。



☞ 詳細は当共済組合のホームページをご覧ください。

年金払い退職給付制度について

被用者年金制度の一元化（平成２７年１０月１日施行）に伴い、改正前の共済年金における３階部分（職域部分）は廃止され、新たな公務員制度として「年金払い退職給付制度」が設けられました。

この制度には、退職年金、公務障害年金、公務遺族年金の３種類の給付があります。

１ 年金積立時

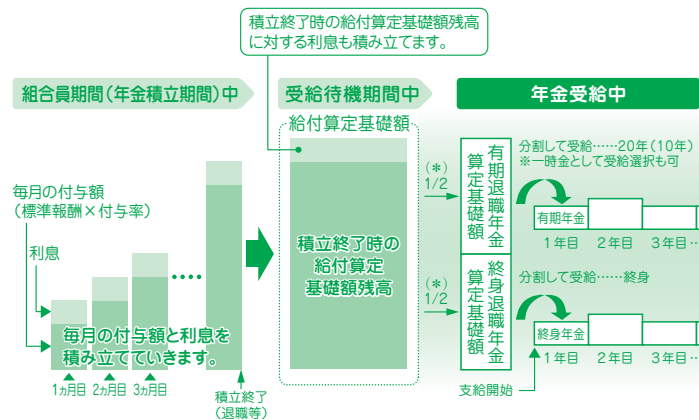
毎月の付与額と利息を退職時（積立終了時）まで積み立てます。この積み立てられた総額を「給付算定基礎額」といいます。退職後は、支給開始時まで、退職時の給付算定基礎額に対する利息も積み立てます。

２ 年金受給時

給付算定基礎額を年金現価率で除して年金額を計算します。

受給は原則として６５歳からですが、６０歳から繰上げ、または受給権を取得した日から起算して１０年を経過した日までの間に繰り下げて受給することもできます。

積立時と受給時のイメージ



(※) 組合員期間が１０年に満たない場合は、１／４を乗じた額になります。

(注) 将来、年金払い退職給付を請求する際には退職所得の「源泉徴収票」が必要となる場合があります。退職時に発行される退職所得の「源泉徴収票」は大切に保管してください。

受給権発生（６５歳）時点の年金額

退職年金は、１年以上引き続き組合員期間（平成２７年１０月１日をまたいで引き続き組合員期間も対象になります。）を有する方が、退職した後６５歳に達したとき、または６５歳に達した日以後に退職したときに、半分が有期退職年金、半分が終身退職年金として支給されます。

なお、有期退職年金は２０年（１０年）での受給または一時金として受給することができます。

１ 有期退職年金の額（年額）

(１) ２０年または１０年で受給する場合

$$\text{給付算定基礎額残高 (⑨)} \times 1/2 (\text{※}1) \div \text{有期年金現価率 (※}2)$$

(２) 一時金で受給する場合

$$\text{給付算定基礎額残高 (⑨)} \times 1/2 (\text{※}1)$$

２ 終身退職年金の額（年額）

$$\text{給付算定基礎額残高 (⑨)} \times 1/2 (\text{※}1) \div \text{終身年金現価率 (※}3)$$

※１ 組合員期間が１０年未満の場合は１／４になります。

※２ 有期年金現価率は、支給残月数に応じて定められます^(注)。
＜参考＞ 受給権発生（６５歳）時点の有期年金現価率
・２０年で受給する場合 … １９.９５９７２５
・１０年で受給する場合 … ９.９８９８４１

※３ 終身年金現価率は、年齢に応じて定められます^(注)。
＜参考＞ ６５歳時点での終身年金現価率 … ２２.９７２８７９
（６０歳 … ２７.２６１６２９ ７０歳 … １８.８１１９７０）

(注) ※２及び※３の現価率は、令和４年１０月～令和５年９月の率であり、毎年１０月に改定されます。

年金額の算出に用いる現価率は毎年１０月に見直されるため、将来における年金見込額を算出することができません。

☞ 詳細は当共済組合ホームページ「年金払い退職給付のしくみ」をご覧ください。

